

周南市中小企業振興融資制度

◎融資の基本要件（共通）

- ・市内に事業所を有し、１年以上の事業実績があること（一部の資金を除く）。
- ・市税の滞納がないこと。

業種			中小企業者(いずれかを満たす)		小規模企業者
			資本金	従業員数	従業員数
一 般			3億円以下	300人以下	20人以下
内	ゴム製品製造業		3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業			1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業			5千万円以下	100人以下	5人以下
内	ソフトウェア業・情報処理サービス業		3億円以下	300人以下	20人以下
	宿泊業・娯楽業		5千万円以下	100人以下	20人以下
	宿泊業の内	旅館業	5千万円以下	200人以下	20人以下
小売業			5千万円以下	50人以下	5人以下

※平成27年10月1日から特定事業を行う特定非営利活動法人も市制度融資を利用することが可能になりました。

特定非営利活動法人	中小企業者	小規模企業者
	従業員数	従業員数
一 般	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下

◎保証付制度融資 ※保証料は市が全額助成します！

○申込み 下表の「申込先」にお申し込みください。

○必要書類 「保証付制度融資 申込必要書類」をご覧ください。

○審査・決定 金融機関及び山口県信用保証協会による審査があります。

地 区	申込先	審査
全地域	山口銀行 西京銀行 もみじ銀行 広島銀行 伊予銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫 徳山商工会議所 新南陽商工会議所	申込順に随時 ※必要に応じて、審査会で審査します。

◎プロパー制度融資

○申込み 取扱金融機関に直接お申し込みください。

○必要書類 ・ 金融機関の指示に従ってください。

○審査・決定 審査は通常の金融機関からの借入と同様、金融機関が行います。

《問い合わせ》

周南市役所 商工振興課 商工労働担当 TEL : (0834) 22-8373

◎保証付制度融資 申込必要書類

1. 共通書類

書類名	備 考	チェック
周南市中小企業振興融資制度 申込書		
信用保証委託申込書等	信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、 申込人（企業）概要、信用保証委託契約書	
個人情報提供に関する 同意書	（宛先）取扱金融機関 （宛先）山口県信用保証協会	
滞納の無いことの証明書（市）	市税の滞納が無いことの証明書	
決算書及び確定申告書	＜個人の場合＞ 直近 2 期分の決算書、確定申告書 ＜法人の場合＞ 直近 2 期分の決算書（科目内訳書を含む）及び 確定申告書（直近の別表を含む）	
印鑑証明書（法務局）	法人の場合のみ	
印鑑登録証明書（市）	法人の代表者又は個人事業主	
残高試算表	申込日が決算期から6ヶ月以上経過している場合のみ	

2. 申込内容により必要となる書類

書類名	備 考	チェック
個人情報の取り扱いに関する同意書	(宛先) 徳山商工会議所・新南陽商工会議所 (連名) (申込先が商工会議所の場合)	
見積書等	資金使途が設備の場合	
定款 (写)	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合	
履歴全部事項証明書 (商業登記簿謄本)	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合	
住民票又は在留カード(写) もしくは特別永住者証明書(写) もしくは外国人登録証明書	外国人の場合 (在留資格及び在留期間(満了日等)の確認のため添付) ※外国人登録証明書は、切替期限までの一定期間のみ、在留カード又は特別永住者証明書とみなされ有効です。	
許認可証 (写)	事業上必要な許認可証等の写し	
受注工事明細書	建設業の場合	
セーフティネット保証認定書	小規模・中小企業経営改善資金 (1) による場合	
小規模・中小企業経営改善資金対象要件申告書	小規模・中小企業経営改善資金 (2) による場合	
経常利益赤字が分かるもの	小規模・中小企業経営改善資金 (2) - (イ) による場合	
被災証明書等	小規模・中小企業経営改善資金 (4) による場合	
創業計画書又は事業計画書	創業支援資金の場合	
融資推薦書		
住民票の写し (原本)		
生年月日が確認できる本人確認書類 (写)		
認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明		
都市機能誘導区域内で新たに事業を開始することが分かる書類	創業支援資金で融資金利の引き下げを適用する場合	
事業計画書		
誓約書		
	都市機能誘導区域活性化資金の場合	
	資金使途が土地取得の場合 (事業目的による取得である旨を誓約)	

※ 上記以外にも、資金ごとに必要な資料や追加資料を提出していただくことがあります。

◎都市機能誘導区域活性化資金対象区域

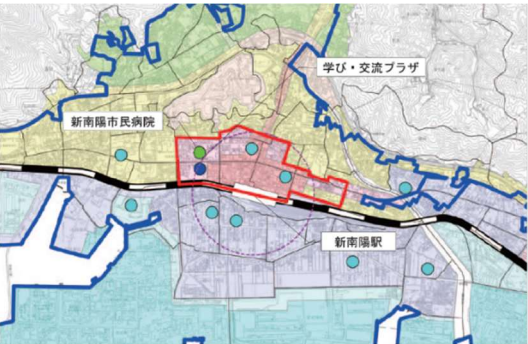
都市機能誘導区域（下図の赤線で囲まれた区域）

周南市立地適正化計画で定められた

◎徳山駅周辺の区域（約238ヘクタール）



◎新南陽駅周辺の区域（約50ヘクタール）



周南市中小企業振興融資制度一覧（最終改定：令和7年4月1日）

《基 本 要 件》1. 住所（法人は事業所所在地）が周南市内であること。 2. 1年以上の事業実績があること（創業支援資金を除く）。 3. 市税の滞納がないこと。
4. 小規模企業特別資金、小規模・中小企業経営改善資金以外は、資金ごとの契約口数は1口となります（1資金、1契約）。

◎保証付制度融資（山口県信用保証協会の保証を要するもの）

《貸 付 方 法》中小企業短期資金は手形貸付、それ以外は証書貸付とする。

資 金 名	目 的	融 資 対 象	資金使途	融 資 限 度 額	融 資 利 率	保証料率 ※1	融資期間 ()内は据置期間	返済方法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関
小規模企業特別資金	小規模企業者向け事業資金の融資	小規模企業者 (融資限度額の範囲内において、 2口目 の契約を可とする。ただし、既存口を反復借換する場合は、分割返済期間が2年以上であることを要する。)	運転設備	千円 10,000	年% 1.5	協会所定の率 全 額 市助成	年以内 7(1年)	月賦	保証人： (法人)原則として代表者 (個人)不要 担保： 必要に応じて徴求	山口銀行 西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 伊予銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫
小規模・中小企業経営改善資金	不況克服、企業安定のための資金の融資	次のいずれかを満たす小規模企業者及び中小企業者 (融資限度額の範囲内において、 2口目 の契約を可とする。ただし、既存口を反復借換する場合は、分割返済期間が2年以上であることを要する。) (1) セーフティネット保証の認定を受けたもの (2) 最近3ヶ月又は6ヶ月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、次のいずれかを満たすもの (ア)売上高の減少が5%以上 (イ)直近決算において経常利益ベースで赤字であること (3) 山口県指定の指定再生手続開始申立等事業者に債権(売掛金債権及び前渡金返還請求権)を有するもので、債権額が50万円以上又は取引依存度が20%以上であること (4) 災害により事業活動に影響を受け、被災証明書等を受けたもの	運転	15,000	1.4		10(2年)	月賦		
創業支援資金	新たに創業しようとするもの又は創業した小規模企業者が必要とする資金の融資	次のいずれかに該当する小規模企業者で、直ちに実行可能な創業計画又は事業計画を有し、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの (1) 市内で新たに事業を開始する個人(事業を現に営んでいないものに限る。)又は事業を開始して5年未満のもの (2) 市内で新たに会社を設立する個人(事業を現に営んでいないものに限る。)又は設立後5年未満の会社(法人成りした場合を含む)	運転設備	15,000	1.3 次のいずれかの要件を満たすものについては、上記融資利率から0.2%引き下げる。(併用不可) (1)県外からの移住者(転入後1年以内のものに限る。) (2)30代以下のもの (3)産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けたもの (4)都市機能誘導区域内で創業するもの		10(1年)	月賦		
都市機能誘導区域活性化資金	都市機能誘導区域での店舗等の新增設・改装等により、地域活性化を図るための融資	次の要件を満たす小規模企業者及び中小企業者 周南市立地適正化計画で徳山駅及び新南陽駅周辺に設定された都市機能誘導区域内で事業を行っているもの又は当該区域で新たに事業を開始しようとするもので、直ちに実行できる具体的な事業計画等を有するもの	運転設備 ※運転のみの利用は不可	20,000	1.4		15(1年)	月賦		
小規模・中小企業者設備投資促進資金	事業用の設備投資を促進するための融資	次のいずれかの資金を必要とする小規模企業者及び中小企業者 (1) 生産性の向上、エネルギー消費量の削減その他経営環境を改善するための設備に要する資金 (2) 従業員のための施設整備その他労働環境を改善するための設備に要する資金	運転設備 ※運転は設備に付随する諸経費	20,000	1.5		15(1年)	月賦		

◎プロパー制度融資（取扱金融機関に直接申し込むもの）

中小企業運転資金	中小企業の運転資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者	運転	千円 15,000	年% 1.7	年% —	年以内 7(6月)	月賦	保証人： (法人)原則として代表者 (個人)不要	山口銀行 西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 伊予銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫
中小企業設備資金	中小企業の設備資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者	設備	30,000	1.8	—	10(1年)			
					1.9	—	15(1年)			
組合資金	組合の事業推進・強化のための融資	組合	運転	50,000	1.7	—	5(1年)	月賦	担保： 必要に応じて徴求	
			設備	50,000	1.8	—	15(1年)			
中小企業短期資金	商品仕入、諸決算又は賞与支給等のため、一時的に必要とする資金の融資	小規模企業者及び中小企業者並びに組合	運転	15,000	1.7	—	6月	分割又は一括		

※1…セーフティネット保証制度の認定を受けた場合の保証料率は、年0.8%。